FUKUYAMA TRANSPORTING CO.,LTD
最終更新日：2015年6月29日
福山通運株式会社
代表取締役社長　小　丸　成　洋
問合せ先：084－924－2000
証券コード：9075
http://www.fukutsu.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の厳しさが増す物流業界において、迅速かつ効率的な経営の推進とコンプライアンス経営に徹するため、コーポレート・ガバナンスの充実強化が極めて重要であると認識しております。

その取組みの一環として、経営意思決定及び業務執行の迅速化と責任の明確化による経営体制の強化を図るため、平成23年４月１日より執行役員制度を導入しております。当社の経営の基本方針及び経営に関する重要事項の決定、あわせて業務執行についての監視・監督機関でもある取締役会は、戦略的かつ機動的な運営を目指して豊富な経営経験を有する社外取締役４名を含む８名で構成され、随時会議を開催し、取締役による迅速な意思決定と効率的な経営の充実強化を図っております。なお、定期的に各地区の責任者による会議を開催し、問題の洗い出し、早期の対策を講じることが出来る体制を構築しております。

また、当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は、社外監査役３名を含む５名で構成されており、取締役会やその他重要な会議に出席するとともに、コンプライアンスの徹底及び取締役の業務執行について監査を実施し、必要に応じて意見を述べております。

監査役直属の監査役室を設置するとともに、内部監査については、業務・経理の両面での監査体制充実のため、内部監査室を設け監査体制の強化を図るとともに、定期的あるいは随時会計監査人と連携し、厳正な監査を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	46,011,000	16.50
公益財団法人渋谷育英会	27,180,000	9.74
近畿日本鉄道株式会社	19,398,000	6.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	14,393,000	5.16
日本生命保険相互会社	10,100,180	3.62
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	10,087,304	3.61
株式会社広島銀行	8,813,602	3.16
五洋建設株式会社	4,578,000	1.64
福山通運従業員持株会	4,520,157	1.62
株式会社大創産業	4,365,000	1.56

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数　10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

「福山通運グループ企業行動憲章」に基づき、ガバナンス体制の強化を図るための包括規程として「グループ統括規程」を制定し、リスク管理及びコンプライアンス体制を整え、定期的に当社内部監査室が監査を行います。また、「社内通報制度」を設け、法令、定款、社内規則及び企業倫理に反する行為を早期に発見、是正します。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
赤 坂 秀 則	他の会社の出身者							○				
吉 田 昌 功	他の会社の出身者							○				
日 下 真 吾	公認会計士											○
石 塚 昌 子	その他											○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤 坂 秀 則		近鉄不動産株式会社 代表取締役社長 近鉄グループホールディングス株式会社 取締役 賠償責任限度額は法令の定める額	経営者としての幅広い知識や経験等に基づいた助言を当社の経営に反映していただくため選任をしております。 また、赤坂秀則氏は当社の関係会社である近鉄グループホールディングス株式会社及び近鉄不動産株式会社のそれぞれ業務執行者でありますが、当社の社外取締役として3年の実績を有しており、当社と両社においては、意思決定に影響を与えるような取引関係はないことから、経営陣ら独立した立場で社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
			経営者として当社の経営やコンプライアンス等に係る適切な助言を受けるため選任をしております。

吉 田 昌 功		近鉄グループホールディングス株式会社 代表取締役社長 賠償責任限度額は法令の定める額	また、吉田昌功氏は、当社の関係会社である近鉄グループホールディングス株式会社の業務執行者ではありますが、当社の社外取締役として2年の実績を有しており、当社と近鉄グループホールディングス株式会社においては、意思決定に影響を与えるような取引関係はないことから、経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
日 下 真 吾	○	株式会社清友会計舎 代表取締役 賠償責任限度額は法令の定める額	公認会計士として企業財務、法務等に精通し、豊富な経験と専門知識を有していることから、会社経営を統括するためのコンプライアンスにおける助言を受けるため選任しております。 また、日下真吾氏は当社との取引及び資本関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのある事由には、いずれも該当しておりませんので、独立性が確保されていると判断しております。
石 塚 昌 子	○	元八王子労働基準監督署長 賠償責任限度額は法令の定める額	直接会社の経営に関与された経験はありませんが、労働条件・労働安全衛生に係る豊富な経験と専門知識を有していることから、コンプライアンスにおける適切な助言を受けるため選任しております。 また、石塚昌子氏は当社との取引及び資本関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのある事由には、いずれも該当しておりません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人とは、しばしば意見の交換、情報の聴取等を行い、必要に応じて監査に立会うなどの連携を保っています。
監査役は、監査役室及び内部監査室の内部監査部門が、監査中に発見した問題点について協議し、改善が必要な場合は取締役会に報告及び善処を促すとともに、両者においては今後の監査に関する監査事項に加えることとしています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平 井 浩一郎	他の会社の出身者													○
佐々木 信 彦	他の会社の出身者													○
山 岡 義 憲	税理士													○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役

e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平　井　浩一郎	○	株式会社ヒライホールディングス 代表取締役社長 賠償責任限度額は法令の定める額	卸小売業界に携わり、生鮮品を含む食品販売部門に精通しているため選任しております。 平井浩一郎氏は、当社の社外監査役として10年の実績を有しており、また一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、独立した立場から取締役の職務執行の監督機能の実効性向上に寄与いただき、必要に応じて意見を述べる等、独立性が確保されていると判断しております。
佐々木　信彦		株式会社日本シークレット・サービス 代表取締役社長 賠償責任限度額は法令の定める額	警備部門における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営監視機能の充実に反映していただくため選任しております。 佐々木信彦氏は、当社から警備顧問料の支払いがある株式会社日本シークレット・サービスの業務執行者ではありますが、売上高に対する取引額の割合は小さく、重要な取引ではありません。また同氏は、当社の社外監査役として8年の実績を有しており、独立した立場から、取締役の職務執行の監督機能の実効性向上に寄与いただいております。
山　岡　義　憲	○	山岡義憲税理士事務所 所長 賠償責任限度額は法令の定める額	税理士として企業会計、税務に精通していることから、コンプライアンスの徹底及び取締役の業務執行について監査体制の強化に活かしていただくため、選任しております。 また山岡義憲氏は、当社との取引及び資本関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのある事由には、いずれも該当しておりません。同氏は、当社の社外監査役として3年の実績を有しており、必要に応じて意見を述べる等、独立性が確保されていると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数　4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　実施していない

該当項目に関する補足説明

業界の厳しさを鑑みて、時期尚早と判断したもの

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬総額284百万円（内社外取締役13百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　　なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

特別なサポート体制はありませんが社内取締役により、随時話し合いの場を設定し意思決定等業務の執行が行えるよう配慮しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、迅速かつ的確な経営の推進とコンプライアンス経営に徹するため、執行役員制度を導入するとともに取締役会は社外取締4名を含む8名で構成されており、随時会議を開催し、取締役による意思決定と業務遂行の迅速化を図っております。また、監査役会は社外監査役3名を含む5名で構成されており、監査方針に基づき取締役会やその他重要な会議に出席するとともに、コンプライアンスの徹底及び取締役の業務執行について監査を実施し、必要に応じて意見を述べております。なお、社外取締役である赤坂秀則、吉田昌功の両氏は、当社の関係会社である近鉄グループホールディングス株式会社の取締役にそれぞれ就任しておりますが、事業については、当社は国内貨物自動車運送事業を中心とした事業を営んでいるため取引関係はなく、経営陣から独立した立場で当社の経営やコンプライアンス等に係る適切な助言をいただいております。日下真吾氏は、公認会計士として企業財務、法務等に精通し、豊富な経験と会社経営を統括するためのコンプライアンスにおける助言をいただいております。また同氏は、当社との取引及び資本関係はなく、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。石塚昌子氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、労働条件・労働安全衛生に係る豊富な経験と専門知識を有していることから、コンプライアンスにおける適切な助言をいただいております。また同氏は、当社との取引及び資本関係はなく、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

また、社外監査役である佐々木信彦氏は、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営監視機能の充実に反映していただいております。なお、佐々木信彦氏が代表取締役を務める株式会社日本シークレット・サービスは、当社及び当社子会社との営業取引がありますが、売上高に対する取引額の割合は小さく、重要な取引ではありません。平井浩一郎及び山岡義憲の両氏は、当社との取引及び資本関係はなく、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。平井浩一郎氏は、当社の社外監査役として必要に応じて意見を述べる等、独立性が確保されております。山岡義憲氏は、社外監査役として企業会計、税務に精通していることから、コンプライアンスの徹底及び取締役の業務執行について監査体制の強化に助言をいただいております。社外監査役3名はそれぞれ独立した立場から、取締役の職務執行の監督機能の実効性向上に寄与いただいております。

当社では、取締役会のほか、常勤の取締役、各部門長、各地区及び関連子会社の代表者等により構成する統括部長会議を随時開催し、経営の諸課題に関わる事業活動を幅広く検討・討議し、重要事項については取締役会で決議や報告を行うなど、グループ経営の効率化、意思決定の迅速化、情報の共有化に努めております。

リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を制定し担当役員を定め、リスク管理委員会を設置するとともに、会社に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする「危機管理本部」を設置し、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整えております。また、内部監査室（2名）につきましては、本社管理部門（兼任16名）と主要事業所に配置した監査補助要員（兼任）とともに、業務・経理両面から監査を実施しており、定期的あるいは随時会計監査人と意見交換を行い、厳正な監査を実施しております。なお、監査役会は、内部監査室及び会計監査人より監査結果の報告を受けるとともに、意見交換を行い、業務の適正化を図るための連携を図っております。会計監査については、有限責任あずさ監査法人との契約に基づき行われており、会計監査業務を執行した公認会計士は、土居正明、中畑孝英及び安井康二の3名、会計監査業務に係る補助者は公認会計士6名、その他4名であります。

取締役の報酬については株主総会の承認に基づき、取締役会において決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役が経営者として幅広い知識や経験に基づき、当社の業務執行を監視し、また企業財務・法務等の専門的見地を有する社外監査役と当社出身の常勤監査役が、内部監査室等と連携して監査を行うことにより業務の適正を確保していると考えているため、現状のガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の議決権行使に際して、株主の皆様の検討時間をより確保すべく早期発送を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会に出席できない株主様の議決権行使について、書面による議決権行使に加えて、電磁的方法による議決権行使を採用しております。
その他	当社ホームページへの招集通知及び決議通知の掲載をしております。 議決権行使書ご返送のお願いの書面を同封しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の決算説明会のほか、投資家やアナリスト等に対して、随時、IRの場を設定して説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにおいて、決算情報を含めた適時開示資料について掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR室の設置	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	役員をはじめ全従業員による「福山通運グループ企業行動憲章」の遵守及び役員倫理規定等による取締役の職務執行の適合性を確保しております。 当社では、能力ややる気のある女性を、男女区別なく登用し、会社経営の戦力として、あらゆる職場で活躍していけるよう、人事部が中心となり各職場の管理職とともに、女性従業員の構成比率の向上、管理職候補者の育成と職域の拡大、働きやすい職場環境の整備等について推進を行っております。 また、コンプライアンス意識の向上に努めるため、労働条件・労働安全衛生に係る豊富な経験と専門知識を有する社外取締役（女性）を選任いたしました。厚生労働省の「ポジティブ・アクション応援サイト」や「女性の活躍推進宣言コーナー」を利用し、取組目標やその効果、今後の課題など、対外的にも宣言し、意識の向上に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球温暖化対策としてCNG車の採用、モーダルシフトやエコドライブ等の推進を行い、CO2の排出量の削減に努めております。特に日本貨物鉄道株式会社との提携により専用貨物列車「福山レールエクスプレス号」が運行開始したことにより、モーダルシフトによるCO2排出量の削減、トラック輸送時における交通渋滞の緩和等による環境への負荷の低減に大きく寄与しております。 また、CSR活動では、「福山通運グループ企業行動憲章」に沿って信頼される企業を目指し行動しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及び当社グループ会社において、コンプライアンス実践のための遵守すべき行動指針として、「福山通運グループ企業行動憲章」を定める。取締役等に関しては、「役員倫理規程」を制定し、これに則って職務を執行するとともに、他の取締役等の法令、定款または企業倫理に反する行為を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査役に報告を行う。使用人に関しては、「コンプライアンス規程」を制定し、法令、定款及び社内規則に対する意識の高揚と遵守の徹底を図るために担当役員を定め、「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンスの統括部署として「コンプライアンス室」を設置して各種マニュアルの作成や研修等を行う。また、「内部監査室」は、当社及び当社グループ会社におけるコンプライアンスの実施状況を検証し、取締役会及び監査役会に報告する。さらに、法令、定款、社内規則及び企業倫理に反する行為を早期に発見、是正するために、使用人からの通報を受け付ける「社内通報制度」を設ける。
反社会的勢力への対応については、断固たる態度で臨む旨を「福山通運グループ企業行動憲章」に定め、周知徹底する。また、不当な要求等には、顧問弁護士や警察等の外部機関と協議しつつ、速やかに毅然とした対応を行う。
金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、評価作業を円滑、適正に実施し、法令等に従って信頼性のある財務報告を作成することの重要性を十分に認識し、必要な体制等を適切に整備、運用する。
(2)取締役の職務に係る情報の保存及び管理に関する体制
「情報取扱規則」を整備し、これに則り情報の適切な保存、管理を実施する。また、監査役会が求めたときは、いつでも当該情報の提供に応じる。
(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社及び当社グループ会社のリスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を制定し、グループ会社のリスク管理推進の統括責任者として当社担当役員を定める。また、「リスク管理委員会」を設置し、各種マニュアルの作成や研修を行い、「内部監査室」は、当社及び当社グループ会社におけるリスク管理の状況を検証し、取締役会及び監査役会に報告する。さらに危機管理体制として、会社に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合に、社長を本部長とする「危機管理本部」を設置し、損害、影響等を最小限にとどめる体制を整える。
(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社及び当社グループ会社の取締役等の職務権限及び意思決定のルールを明確化し、業務の適正化、効率化を図るとともに、全社的な影響を及ぼしうる重要事項に関して、適宜、会議・委員会を設置し、多面的な審議、検討とすみやかな意思の伝達、共有を行う。また、長期及び年度の事業計画、目標を定期的に明示し、それらに基づいた業績管理を行う。
(5)当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「福山通運グループ企業行動憲章」に基づき、ガバナンス体制を図るための包括規程として「グループ統括規程」を制定する。当社グループ会社は、経営上の重要案件に関する事前協議や必要に応じて各種会議での報告を行うとともに、それぞれのリスク管理及びコンプライアンスの体制を整える。当社内部監査室は、グループの業務全般にわたる内部統制の適切性・有効性を確保するため、定期的に監査を行う。また、「社内通報制度」を設け、法令、定款、社内規則及び企業倫理に反する行為を早期に発見、是正する。
(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、またその使用人の取締役からの独立性に関する事項
「監査役室」を設置し、監査役の職務を補助するためここで執務を行う使用人は、当社の使用人から任命する。この監査役補助使用人は、監査役の補助業務及び監査役会の事務局業務に専従し取締役等の指揮命令に服さないものとし、その任命、人事異動、懲戒、賃金等については監査役会との事前協議のうえ決定するものとして、取締役等からの独立性を確保する。
(7)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役等及び使用人は、当社及び当社グループ会社全体の業務・業績に重大な影響を及ぼす事実を発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。また、内部監査室の行う監査の結果や社内通報制度における通報状況についても、文書にて遅滞なく監査役に報告を行う。
(8)報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役等及び使用人は、当社グループ会社からの法定の事項に加え、内部監査の実施状況等を取締役会及び監査役に報告する。また、社内通報制度による法令・企業倫理・社内規則に反する事案のうち重要なものは、コンプライアンス担当役員から監査役に報告する。
社内通報制度においては、社内通報規程により通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
(9)監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役又は監査役会が、規則に則り職務の執行のために公認会計士、弁護士その他の専門家に助言を求める又は調査その他の事務を委託するなどの費用については、必要でないと認められる場合を除き、当社の費用処理とする。
(10)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会やその他重要な会議に出席をするとともに、必要に応じて意見を述べる。また、稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて当社グループ会社からも事業の報告を求める。なお、取締役等及び使用人は、監査役から要求があった場合は、適宜必要な資料を添えて説明を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との取引や資金提供等の一切の関係を遮断すべく、取締役会の決議によって、反社会的勢力に対しては断固たる態度で臨む旨を「福山通運グループ企業行動憲章」に定めており、役職員一同に周知徹底しております。
社内体制の整備状況については、平素から不当要求等への対応に関して知識と経験を有する者を担当者に任命し、社内で過去に発生した事案及び外部機関等から得られる情報を収集するとともに、それらをもとに対応要領をまとめ、社内における情報の共有化と対応方法の指導に当たっております。
また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、又は反社会的勢力と何らかの関係を有するに至った場合には 担当部署と本社総務部が連携し、顧問弁護士や警察等の外部機関と協議しつつ、法的対応も含め、速やかに毅然とした対応をとることとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

1. 基本方針の内容
当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。
ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。
そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。
2. 基本方針の実現に資する特別な取り組み
(1)経営理念について
当社は、「総合物流企業として文化の向上と豊かな生活の創造及び経済の発展に貢献すべく、たゆまぬ創意と工夫で物流フロンティアを先駆し続ける」を経営理念として企業活動を行っております。この経営理念は、物流が国民生活を支える重要なライフラインの一つであり、それを担う企業として、物流というサービスの提供を通じ、企業価値を高めるだけでなく、会社の持続可能な発展のための社会的責任を積極的に果たし、良き企業市民として社会から愛され、尊敬される企業でありたいとする当社の姿勢を表しています。
(2)企業価値の源泉について
当社は、平成26年度をもって終了いたしました第2次中期経営計画「Challenge,Change 2014」での取り組みを検証し、改めて「“満足度”の向上に取り組みます」をコンセプトに第3次中期経営計画「Challenge,Change 2017」を策定いたしました。この第3次中期経営計画では、全国均一の輸送サービスの実現に向けてネットワーク網の拡充・整備を図り、小口商業荷物に特化した施策を進め、収益構造の改善に取り組んでまいります。このなかで企業価値の源泉は、1. 安全・安心な輸送サービスの確立　2. 従業員の確保・育成のための職場環境の整備　3. 企業価値向上による株主の皆様への貢献　4. 地域社会との共生などを柱とした、創業以来の当社の企業文化にあるとの認識に立ち策定しております。また、従業員との信頼関係に基づく労使協調で事業運営を行っていくことは、企業としての社会的責任を遂行していくうえでも誠に有益であり、お客様から信頼される輸送サービスの確立と業績向上に大きく貢献するものと考えております。
当社は、これらの当社の企業価値の源泉を今後とも継続して発展させていくことが、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものと確信しております。
(3)経営戦略に基づく取り組み
当社では、企業価値を高め、より強固な経営体制を構築するため、平成27年度を初年度とする第3次中期経営計画「Challenge,Change 2017」を策定し事業活動を行ってまいります。また、株主の皆様をはじめ、お取引先様、従業員及び地域社会など全てのステークホルダーの皆様の満足の実現に向けて、1. 安全・安心な輸送サービスの提供によるお客様の満足度の向上　2. 働く環境の整備による従業員の満足度の向上　3. 企業価値を高めることによる株主様の満足度の向上　4. CSR活動の推進による社会の満足度の向上を主な施策として、企業価値の更なる向上を目指しております。
(4)コーポレート・ガバナンスの強化
当社は、上記の諸施策の実行に際し、コーポレート・ガバナンスの強化が極めて重要であると認識し、効率的で透明性の高い経営体制の確立に努めております。その取り組みの一環として、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、グループにおける経営意思決定及び業務遂行の迅速化と責任の明確化による体制の強化を図るため、平成23年4月1日より執行役員制度を導入しております。さらに、平成26年6月27日からは取締役を7名から8名に増員するとともに、社外取締役を3名から4名に増員いたしました。また、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに対する取締役の経営責任をより明確にするため、当社取締役の任期は1年と定め、豊富な経営経験を有する4名の社外取締役は、当社への有効な助言等を行っていただくことにより、多様な視点から取締役会の監督強化に寄与しております。これに加えて、当社の監査役会は、独立性の高い社外監査役3名を含む5名で構成され、監査役が取締役会に出席することにより取締役の業務執行状況を常に監視する体制を整えております。なお、今後ともコーポレート・ガバナンスにつきましては、迅速かつ効率的な経営を目指して一層の充実強化に努めてまいります。
3. 当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が順守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」(以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。)を継続することといたしました。本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、4. 以下に定める本プランの内容に従った具体的な対応策を定め、本プランの内容を、金融商品取引所における適時開示、当社事業報告等の法的開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式の大規模買付行為を行う者が順守すべき手続きがあること、並びに当社が、以下の行使条件及び取得条項が付された新株予約権の無償割当を実施することがあり得ることを事前に警告するものです。
(1)買付者等による権利行使は認められないとの行使条件
(2)買付者等以外の者から株式と引き換えに新株予約権を取得するとの取得条項
なお、当社は現時点において当社株式の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。
4. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み
(1)対象となる買付等
本プランは下記(イ)又は(ロ)に該当する当社株券等の買付又はこれに類似する行為(以下「買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。買付等を行う者又は提案する者(以下「買付者等」といいます。)は、あらかじめ本プランに定められる手続きに従うこととします。
(イ)当社が発行者である株券等(注1)について、保有者(注2)の株券等保有割合(注3)が20%以上となる買付
(ロ)当社が発行者である株券等(注4)について、公開買付(注5)に係る株券等の株券等所有割合(注6)及びその特別関係者(注7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付
(2)買付者等に対する情報提供の要求
買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、買付者等の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する買付行為の概要、及び本プランに定める手続きを順守する旨の誓約文言等を当社の定める書式により日本語で記載した意向表明書を提出していただきます。当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、当社株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを、当該買付者等に交付いたします。リストの交付を受けた買付者等は当社取締役会に対して、本必要情報を、日本語で記載した書面により提供していただきます。
また、買付者等から提供していただいた情報では、買付等の内容及び態様に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに独立委員会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、買付者等に対し、合理的な期限を定め、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、かかる情報を、日本語で記載した書面により追加的に提供していただきます。

なお、買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として本必要情報の一部に含まれるものとします。
(イ)買付者等及びそのグループ(共同保有者(注8)、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含みます。)
(ロ)買付等の目的、方法及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性を含みます。)
(ハ)買付等の価格の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。)
(ニ)買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含む)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
(ホ)大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
(ヘ)買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
(ト)買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
(チ)当社の他の株主との利益相反が生じた場合は、それを回避するための具体的方策
(リ)その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(4)(イ)記載のとおり当社取締役会に対して、下記(3)にその概要が記載される新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当(以下「本新株予約権の無償割当」といいます。)を実施することを勧告します。
(3)買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
(イ)当社取締役会に対する情報提供の要求
独立委員会は、買付者等から本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内(ただし、原則として30日間を超えないものとします。)に買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。)、その根拠資料、及び代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。
(ロ)独立委員会による検討作業
買付者等及び(当社取締役会に対して上記のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には)当社取締役会から情報・資料等(追加的に要求したものも含みます。)の提供が十分になされたと独立委員会が認めた場合、その旨を買付者等に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、速やかにその旨を開示いたします。情報提供完了通知を行った後、その翌日を開始日として、対価を円価現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は60日間を超えない検討期間、その他の買付等の場合は90日間を超えない検討期間(ただし、下記(4)(ハ)に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」といいます。)を独立委員会は設定し、速やかに開示いたします。
独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。
買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとし、独立委員会検討期間が終了するまでは、買付等を開始することはできないものとします。
独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等)の助言を得ること等ができるものとします。
(ハ)株主及びステークホルダーに対する情報開示
独立委員会は、自ら又は当社取締役会等を通じて、買付者等から買付等の提案がなされた事実とその概要について速やかに情報開示を行います。また、本必要情報の概要その他の状況のうち独立委員会が適切と判断する事項についても、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。
(4)独立委員会における判断方法
独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続きに従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記(イ)ないし(ハ)に定める勧告又は決議をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項(下記(ハ)に従い独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行う場合には、その旨及び延長の理由の概要を含みます。)について、自ら又は当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行います。
(イ)買付者等が本プランに定める手続きを順守しない場合
独立委員会は、買付者等が上記(2)及び(3)に規定する手続きを順守しなかった場合、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、原則として、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当を実施することを勧告します。
(ロ)買付者等が本プランに定める手続きを順守した場合
独立委員会は、買付者等が上記(2)及び(3)に規定する手続きを順守した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、原則として、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当を実施しないことを勧告します。
ただし、買付者等が上記(2)及び(3)に規定する手続きを順守した場合であっても、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当の要件」に定めるいずれかに該当し、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものであると認められ、かつ、本新株予約権の無償割当を実施することが相当であると判断した場合には、例外的措置として、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当を実施することを勧告する場合があります。
(ハ)独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合
独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までに、本新株予約権の無償割当の実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉・代替案の検討等、合理的に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います(なお、独立委員会検討期間の延長は一度限りとし、その期間は30日間を超えない期間とするものとします。)。
上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当の実施又は不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとします。
(5)取締役会の決議
当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を受けて、これを最大限尊重して最終的に速やかに本新株予約権の無償割当の実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。
当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。
(6)本新株予約権の無償割当の中止、無償取得
当社取締役会が上記(5)の手続きに従い本新株予約権の無償割当の実施を決議した後であっても、本新株予約権の行使期間開始までの間において、(1)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(2)無償割当を実施するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、(本新株予約権の無償割当の効力発生日前においては)本新株予約権の無償割当を中止する旨、又は、(本新株予約権の無償割当の効力発生日後においては)本新株予約権の無償取得を行う旨の決議を行うことができるものとします。
当社取締役会は、上記決議を行なった場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。
(2)本新株予約権の無償割当の要件
上記(1)「本プランの発動に係る手続き」(4)に記載のとおり、買付者等が本プランに定める手続きを順守しない場合には、原則として、独立委員会は本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告し、買付者等が本プランに定める手続きを順守した場合には、原則として、独立委員会

は本新株予約権の無償割当を実施しないことを勧告します。また、上記(1)「本プランの発動に係る手続き」(5)に記載のとおり、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当の実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を行います。一方で、買付者等が本プランに定める手続きを順守した場合であっても、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものであると認められ、かつ本新株予約権の無償割当を実施することが相当であると認められる場合には、例外的に、上記(1)「本プランの発動に係る手続き」(5)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当を実施することがあります。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続き」(4)のとおり、下記の要件に該当し、本新株予約権の無償割当を実施することが相当であるかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることとします。

(1)下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等である場合

(イ)株式等を買い占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為

(ロ)当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

(ハ)当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(ニ)当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

(2)強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。)等、株主に株式の売却を事実上強要する虞のある買付等である場合

(3)買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針等を含みます。)が、当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分又は不適当な買付等である場合

(4)買付者等による買付等の後の経営方針又は事業計画等の内容が不十分又は不適当であるため、運輸事業の安全性若しくは公共性又は顧客の利益の確保に重大な支障をきたす虞のある買付等である場合

(5)当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、取引先等との関係又は当社グループの企業文化を破壊すること等により、当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する重大な虞をもたらす買付等である場合

(3)本新株予約権の無償割当の概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当の概要は、別紙3「新株予約権無償割当の概要」に記載の通りとする。

(4)本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成26年6月27日に開催された本定時株主総会において承認が得られましたので、当該有効期間を平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1)買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当確保の原則)をすべて充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3)株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、継続されるものであり、上記4. (4)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載した通り、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(注1)金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。

(注2)金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。

(注3)金融商品取引法第27条の23第4項に定義される。以下同じ。

(注4)金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下(ロ)において同じ。

(注5)金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。

(注6)金融商品取引法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。

(注7)金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。以下同じ。

(注8)金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。以下同じ。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コンプライアンス遵守の強化として法務室の設置及びコンプライアンス委員会の設立。
コンプライアンス委員会の下にコンプライアンス室を設置。
役員をはじめ全従業員が「福山通運グループ企業行動憲章」を遵守することにより、コンプライアンス意識をさらに高めてまいります。また、コンプライアンス室と内部監査室が連携し、コンプライアンスの実施状況の検証を行ってまいります。

(会社情報の適時開示に係る社内体制)

当社は、「お客様とともに歩み、総合物流企業として文化の向上と豊かな生活の創造及び経済の発展に貢献すべく、たゆまぬ創意と工夫で物流フロンティアを先駆し続けること」を経営理念とし、企業活動を営んでおります。また、急激な変化が求められている物流業界においてコンプライアンス経営に徹し、投資者への適時適切な会社情報の開示と迅速かつ的確な情報開示に努めております。

1. 決定事実並びに決算に関する情報の開示(グループ各社に係る情報を含む。)

当社では、取締役会の承認をもって開示を行います。ただし、事前に当該会社情報が適時開示規則に該当するかどうかは、情報管理責任者において確認し、会社情報の開示担当部署である総務部に報告し、最終判断は情報取扱責任者が行います。なお、業績予想の修正等の情報開示については、経理部から会社情報の開示担当部署である総務部に報告され、担当役員・担当部長による検討の後、社長または情報取扱責任者の判断により速やかに情報開示を行います。

2．発生事実に関する情報の開示（グループ各社に係る情報を含む。）
　発生事実を確認した部署が、総務部に報告し、総務部長が適時開示規則に該当するかどうかを確認し、担当役員・担当部長による検討の後、社長または情報取扱責任者の判断により速やかに情報開示を行います。

3．IR情報等の開示（グループ各社に係る情報を含む。）
　投資者への適時適切な会社情報の開示に努めるため、社長または情報取扱責任者の判断により迅速かつ適格な情報開示を行っております。
　なお、当社では、情報開示資料の作成は、総務部（担当責任者：総務部長）が行い、情報管理責任者と情報の共有化を図り、適時情報の管理と最終確認を情報取扱責任者が行います。適時開示方法はTDnetへの登録を行い、同時に取引所内の記者クラブにも資料配布をしております。

（適時開示に係る社内のチェック体制）
　当社は、監査役制度を採用しており、社外監査役3名を含む5名で構成されており、取締役会やその他重要な会議に出席するとともに、コンプライアンスの徹底及び取締役の業務執行について監査を実施しております。また、監査役会直轄の部門として、監査役室を設置するとともに、内部監査については、業務・経理の両面で監査体制の充実を図るため内部監査室を設け、グループ各社と連携して当社グループの内部監査体制の強化を図っております。
　また、経営に関する法改正に伴い、コーポレート・ガバナンス体制の充実とグループ全般の経営体制の検討を重ね、コンプライアンスの一層の強化を図るため、取締役会直轄のコンプライアンス委員会、社長室直轄の法務室をそれぞれ設置し、法令遵守に係る業務体制の見直しを行っております。

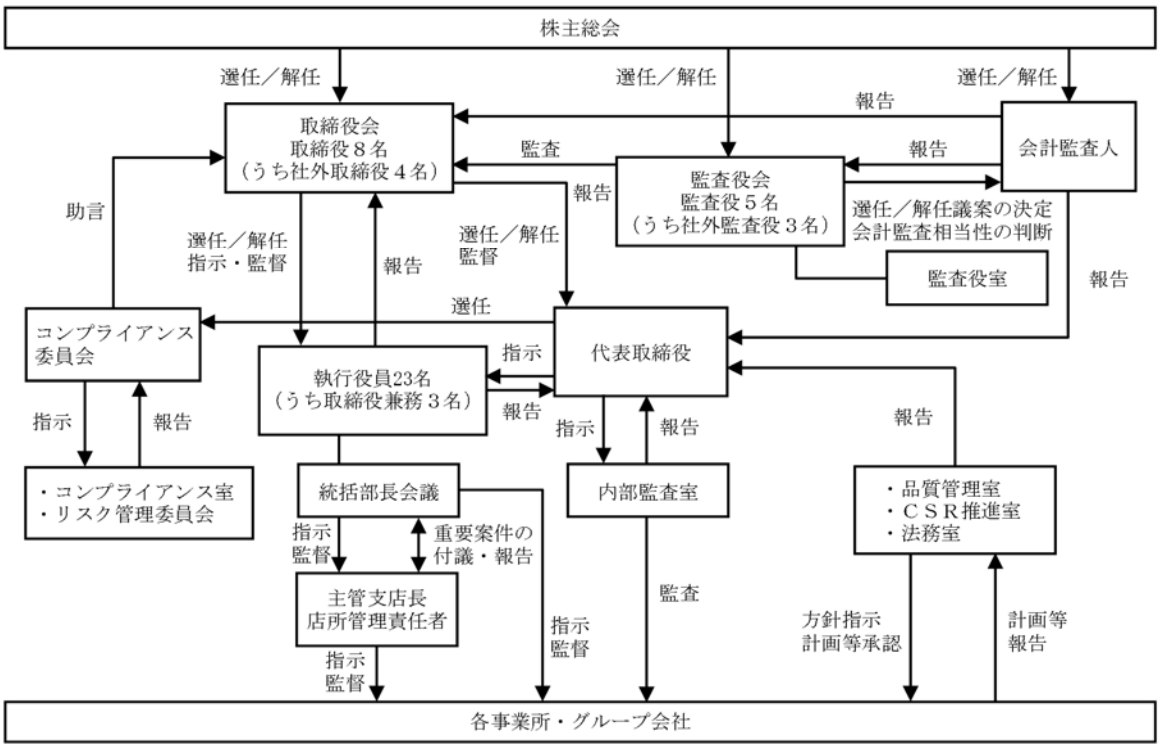
株主総会
選任／解任
選任／解任
選任／解任
報告
取締役会
取締役８名
（うち社外取締役４名）
監査
報告
監査役会
監査役５名
（うち社外監査役３名）
報告
会計監査人
助言
選任／解任
指示・監督
報告
選任／解任
監督
報告
選任／解任議案の決定
会計監査相当性の判断
監査役室
報告
選任
コンプライアンス
委員会
執行役員23名
（うち取締役兼務３名）
指示
報告
代表取締役
指示
報告
指示
報告
報告
・コンプライアンス室
・リスク管理委員会
統括部長会議
内部監査室
・品質管理室
・ＣＳＲ推進室
・法務室
指示
監督
重要案件の
付議・報告
主管支店長
店所管理責任者
監査
方針指示
計画等承認
計画等
報告
指示
監督
指示
監督
各事業所・グループ会社

別　紙

社 内 開 示 組 織

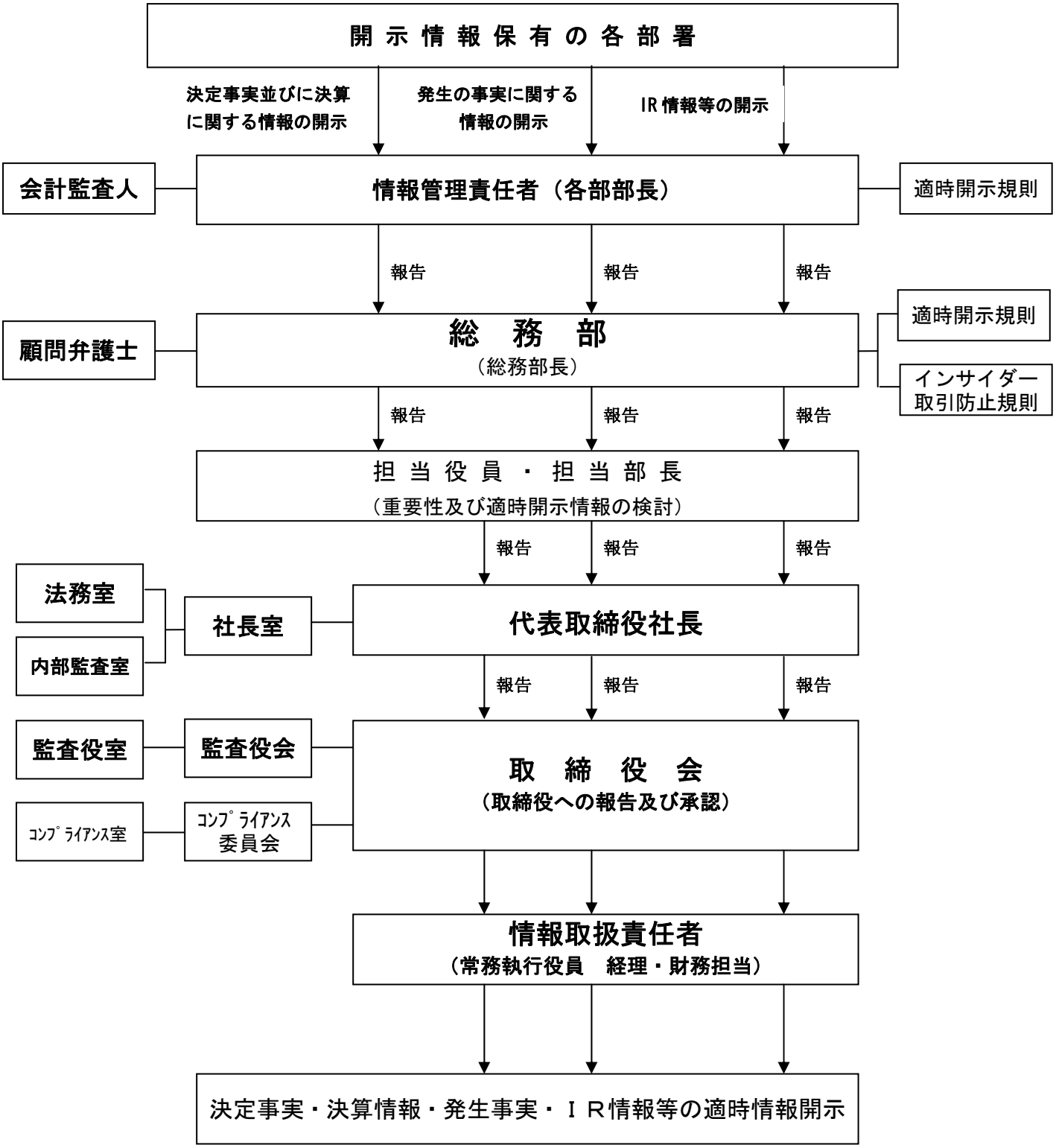
開 示 情 報 保 有 の 各 部 署
決定事実並びに決算に関する情報の開示
発生の事実に関する情報の開示
IR 情報等の開示
会計監査人
情報管理責任者（各部部長）
適時開示規則
報告
報告
報告
顧問弁護士
総　務　部
（総務部長）
適時開示規則
インサイダー取引防止規則
報告
報告
報告
担 当 役 員 ・ 担 当 部 長
（重要性及び適時開示情報の検討）
報告
報告
報告
法務室
内部監査室
社長室
代表取締役社長
報告
報告
報告
監査役室
監査役会
取　締　役　会
（取締役への報告及び承認）
ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ室
ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ委員会
情報取扱責任者
（常務執行役員　経理・財務担当）
決定事実・決算情報・発生事実・ＩＲ情報等の適時情報開示